

山梨県立大学施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、公立大学法人山梨県立大学(以下「法人」という。)の自主・自律的な大学運営に資するため、法人が実施する施設整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業及び補助額等)

第2条 補助対象事業及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 法人は、補助金の交付を申請しようとする場合は、交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号の2)
- (2) 収支予算書(様式第1号の3)
- (3) 工事実施計画書
- (4) 前各号のほか知事が必要と認める書類

2 法人は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第4条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの

限りではない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事は、第 3 条第 2 項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (5) 知事は、第 3 条第 2 項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助金の交付）

第 5 条 補助金の交付は精算払とし、精算払請求書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要と認める場合、概算払とすることができる。

2 前項のただし書により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

（補助事業の遂行）

第 6 条 法人は、補助事業を遂行するため契約を締結し、支払いを行う場合には、公正かつ最少の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならない。

（状況報告）

第 7 条 知事は、法人に対し、必要に応じて事業の実施状況についての報告を求めることができる。

（実績報告書）

第 8 条 法人は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 1 箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第 5 号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第 5 号の 2 ）
- (2) 収支決算書（様式第 5 号の 3 ）
- (3) 契約書の写
- (4) 業者からの完成届及び検査調書

(5) 着工前及び完成写真

(6) 前各号のほか知事が必要と認める書類

2 法人は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 法人は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第10条 法人は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数が経過していない期間(以下「財産処分制限期間」という。)は、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 法人は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(証拠書類等の整備及び保管)

第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

この要綱は、平26年4月1日から施行する。

別表

補助対象事業	法人が実施する施設整備（実施設計含む）にかかる事業で知事が認めるもの
補助対象経費	工事請負費、委託料
補助率	10分の10以内 （ただし、別に知事が定める額を限度とする。）

様式第 1 号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

法 人 名
理 事 長 印

山梨県立大学施設整備費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、山梨県立大学施設整備費補助金交付要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 交付申請額 金 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書 (様式第 1 号の 2)
 - (2) 収支予算書 (様式第 1 号の 3)
 - (3) 工事実施計画書
 - (4) その他必要な書類
 - ア 位置図 (案内図)
 - イ 配置図、平面図
 - ウ 現況写真 (撮影位置を明示すること)

様式第1号の2

事業計画書

1 実施事業計画

対象施設・ 設備	施設・設備名	
	所在地	
	設置年月日	年 月 日
	構造・規格	
事業実施予定期間		年 月 日 ~ 年 月 日
事業に係る費用		円

2 補助対象経費の内訳

区 分	補助対象経費	補助対象外経費	備 考
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合 計	円	円	

様式第1号の3

収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
県補助金		
計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
計		

様式第 2 号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

法 人 名
理 事 長 印

山梨県立大学施設整備費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日私文第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、山梨県立大学施設整備費補助金交付要綱第 4 条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

山梨県知事

殿

法人名
理事長

印

山梨県立大学施設整備費補助金精算払請求書

平成 年 月 日付け私文第 号で交付決定のあったこのことについて、
山梨県立大学施設整備費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり精算払い
の請求をいたします。

- 1 精算払請求額 円
- 2 内 訳

金額単位：円

補助金交付 決定額	既概算交付額	差引額 = -	今回請求額	備 考

3 支払いの方法

(1) 現金 指定金融機関名

(2) 口座振替 振替先銀行名

本・支店

預金種別(当座・普通)

(フリカナ)

口座名

口座番号

様式第4号

番
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

法 人 名
理 事 長

印

山梨県立大学施設整備費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け私文第 号で交付決定のあったこのことについて、
山梨県立大学施設整備費補助金交付要綱第5条第2項の規定により、次のとおり概算払い
の請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

金額単位：円

補助金交付 決定額	既概算交付額	差 引 額 - =	今回概算請求額	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現 金 指定金融機関名

(2) 口座振替 振替先銀行名

本・支店

預金種別(当座・普通)

(フリカ`ナ)

口 座 名

口 座 番 号

様式第 5 号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

法 人 名
理 事 長

印

山梨県立大学施設整備費補助金実績報告書

年 月 日付け私文第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県立大学施設整備費補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業報告書（様式第 5 号の 2）
- 2 収支決算書（様式第 5 号の 3）
- 3 添付書類
 - （ 1 ）契約書の写
 - （ 2 ）業者からの完成届
 - （ 3 ）検査調書
 - （ 4 ）着工前及び完成写真
 - （ 5 ）その他知事が必要と認める書類

事業報告書

1 事業実績

対象施設・ 設備	施設・設備名	
	所在地	
	設置年月日	年 月 日
	構造・規格	
事業実施期間		年 月 日 ~ 年 月 日
事業に係る費用		円

2 補助対象経費の内訳

区 分	補助対象経費	補助対象外経費	備 考
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合 計	円	円	

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	摘 要
県補助金		
計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	摘 要
計		

様式第 6 号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

法 人 名
理 事 長 印

平成 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け私文第 号で交付決定を受けた平成 年度山梨県立大学
施設整備費補助金について、山梨県立大学施設整備費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定
により、次のとおり報告します。

- 1 額の確定額又は事業実績報告額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控
除税額 金 円
- 3 添付書類
2 の金額の積算内訳等参考となる資料

様式第7号

番
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

法 人 名
理 事 長

印

財産処分承認申請書

山梨県立大学施設整備費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県立大学施設整備費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類